

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月14日
【会社名】	株式会社ブロードバンドセキュリティ
【英訳名】	BroadBand Security, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 滝澤 貴志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
【電話番号】	03-5338-7430（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員兼管理本部長 谷 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
【電話番号】	03-5338-7430（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員兼管理本部長 谷 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 143,010,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	90,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2024年5月14日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	90,000株	143,010,000	
一般募集			
計(総発行株式)	90,000株	143,010,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,589		100株	2024年5月30日(木)		2024年5月30日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社及び割当予定先との間で「株式総数引受契約」を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ブロードバンドセキュリティ 管理本部	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
143,010,000	200,000	142,810,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

#### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 土屋 正裕	
資本金	510億円	
事業の内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務	
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	33.3%
	株式会社みずほフィナンシャルグループ	27.0%
	株式会社りそな銀行	16.7%

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2024年5月14日現在のものです。

#### 株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

#### (1) 概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

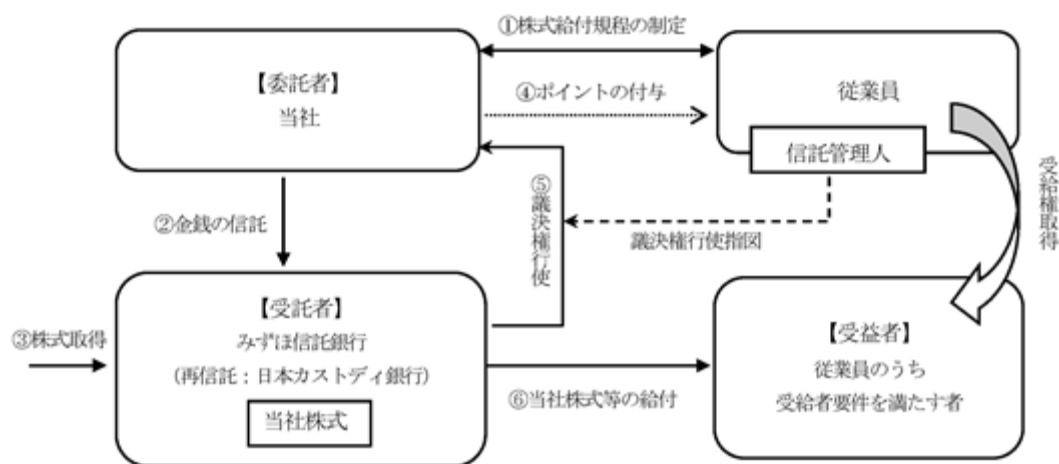
当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取引所市場を通じて又は当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意思集約結果に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意思を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人には当社従業員が就任し、受益者が存在するに至った場合、当該信託管理人は受益者代理人となります。（受益者代理人となった以後の議決権行使の指図は受益者代理人が行うこととなります。以下、信託管理人の記載において同じ。）

## (2) 受益者の範囲

株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

### < 株式給付信託（J-ESOP）の概要 >



当社は、本制度の導入に際し、「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントが付与されます。

本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）

に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(J-ESOP)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「株式給付信託(J-ESOP)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先:株式会社日本カストディ銀行(信託E口))を当社が割当予定先として選定したものです。

## d 割り当てようとする株式の数

90,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:株式会社日本カストディ銀行)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意思集約結果に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意思を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、株式会社日本カストディ銀行のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2024年4月15日から2024年5月13日まで)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値平均である1,589円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,589円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,665円に対して95.44%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,611円(円未満切捨)に対して98.63%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,463円(円未満切捨)に対して108.61%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2024年6月末日で終了する事業年度から2028年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度分)であり、2023年12月31日現在の発行済株式総数4,569,524株に対し1.97%(小数点第3位を四捨五入、2023年12月31日現在の総議決権個数44,103個に対する割合2.04%)となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
グローバルセキュリティエキスパート株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号	1,010,854	22.92	1,010,854	22.46
SBI FinTech Solutions株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号	964,000	21.86	964,000	21.42
SBI インキュベーション株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	698,600	15.84	698,600	15.52
兼松エレクトロニクス株式会社	東京都中央区京橋二丁目13番10号	439,500	9.97	439,500	9.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	108,900	2.47	108,900	2.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	100,600	2.28	100,600	2.24
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	-	-	90,000	2.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	80,419	1.82	80,419	1.79
横田 重夫	愛知県豊橋市	43,000	0.97	43,000	0.96
システムプラザ株式会社	東京都港区芝大門二丁目10番12号	34,500	0.78	34,500	0.77
計		3,480,373	78.91	3,570,373	79.33

(注) 1. 2023年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式156,628株(2023年12月31日現在)は割当後66,628株となります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入し、表示しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2023年12月31日現在の総議決権数44,103個に本自己株式処分により増加する議決権数900個を加えた数で除した数値であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）及び四半期報告書（第25期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年5月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年5月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年5月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（2023年9月19日提出の臨時報告書）

#### 1. 提出理由

2023年9月15日開催の当社第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年9月15日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### 1. 配当財産の種類

金銭

###### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は21,976,125円

###### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月19日

###### 第2号議案 取締役8名選任の件

滝澤貴志、森澤正人、田仲克己、岡田俊弘、雲野康成、宮崎仁、紫藤貴文及び田中喜一を取締役に選任するものであります。



## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	35,255	220	-	(注)1	可決 99.38
第2号議案					
滝澤 貴志	34,299	1,179	-		可決 96.68
森澤 正人	34,601	877	-		可決 97.53
田仲 克己	35,359	119	-		可決 99.66
岡田 俊弘	35,371	107	-	(注)2	可決 99.70
雲野 康成	35,359	119	-		可決 99.66
宮崎 仁	35,371	107	-		可決 99.70
紫藤 貴文	35,371	107	-		可決 99.70
田中 喜一	35,361	117	-		可決 99.67

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使書及びインターネットによる事前行使並びに当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案は可決要件を満たしたことから、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び意見の確認ができていない議決権の数は加算していません。

(2023年11月10日提出の臨時報告書)

## 1. 提出理由

当社の親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## 1 親会社の異動

## (1) 異動に係る親会社の名称、住所、代表の氏名、資本金及び事業の内容

親会社でなくなるもの

名称	S B Iホールディングス株式会社
住所	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の氏名	代表取締役会長 兼 社長 北尾 吉孝
資本金	139,272百万円
事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等

異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

親会社でなくなるもの

S B Iホールディングス株式会社

	議決権の数（総株主等の議決権の数に対する割合）		
	直接所有分	合算対象分	合計
異動前	5,568個 (12.67%)	23,436個 (53.35%)	29,004個 (66.03%)
異動後	-	16,626個 (37.69%)	16,626個 (37.69%)

- (注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、2023年6月30日現在の発行済株式総数4,569,524株から議決権を有しない株式数2,824株及び自己株式174,200株を控除した総株主の議決権の数43,925個を分母として計算しております。
2. 当社は、2023年10月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月10日付けで、当社取締役（社外取締役を除く。）7名及び当社執行役員2名を割当先として、当社の普通株式17,712株について、譲渡制限株式報酬としての自己株式処分を行っております。異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、2023年6月30日現在の総株主等の議決権の数43,925個に、当該自己株式処分により増加した議決権の数178個を加算した44,103個を分母として計算しております。
3. 議決権所有割合については、小数点第3位を切り捨てております。

異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の親会社及び主要株主であるS B Iホールディングス株式会社及び同社関係会社であるS B Iインキュベーション株式会社は、グローバルセキュリティエキスパート株式会社及び兼松エレクトロニクス株式会社との間で、それぞれ2023年11月10日付で株式売買契約を締結し、同契約に基づいて、2023年11月14日に当社株式1,237,800株の譲渡を予定しております。これにより、S B Iホールディングス株式会社は当社の親会社に該当しなくなる予定です。

異動の年月日：2023年11月14日（予定）

## (2) 主要株主の異動

異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの

グローバルセキュリティエキスパート株式会社

主要株主でなくなるもの

S B Iホールディングス株式会社

異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合  
グローバルセキュリティエキスパート株式会社

	議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	2,125個	4.83%
異動後	10,108個	22.91%

SBIホールディングス株式会社

	議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	5,568個	12.67%
異動後	-	-

- (注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、2023年6月30日現在の発行済株式総数4,569,524株から議決権を有しない株式数2,824株及び自己株式174,200株を控除した総株主の議決権の数43,925個を分母として計算しております。
2. 当社は、2023年10月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月10日付けで、当社取締役(社外取締役を除く。)7名及び当社執行役員2名を割当先として、当社の普通株式17,712株について、譲渡制限株式報酬としての自己株式処分を行っております。異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、2023年6月30日現在の総株主等の議決権の数43,925個に、当該自己株式処分により増加した議決権の数178個を加算した44,103個を分母として計算しております。
3. 議決権所有割合については、小数点第3位を切り捨てております。

異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社の親会社及び主要株主であるSBIホールディングス株式会社及び同社関係会社であるSBIインキュベーション株式会社は、グローバルセキュリティエキスパート株式会社及び兼松エレクトロニクス株式会社との間で、それぞれ2023年11月10日付で株式売買契約を締結し、同契約に基づいて、2023年11月14日に当社株式1,237,800株の譲渡を予定しております。これにより、主要株主に異動が発生する予定です。

異動の年月日 : 2023年11月14日(予定)

臨時報告書提出日の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 295,005,000円  
発行済株式総数 普通株式 4,569,524株

### 第3 最近の業績の概要について

2024年5月14日開催の取締役会において決議された第25期第3四半期会計期間(自2024年1月1日至2024年3月31日)に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,356,151	1,827,331
受取手形及び売掛金	726,221	850,195
商品及び製品	5,857	4,243
仕掛品	22,738	16,368
前払費用	376,894	365,744
その他	4,114	4,708
貸倒引当金	5,046	5,805
流動資産合計	2,486,931	3,062,785
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,507	29,482
減価償却累計額	11,021	13,111
建物(純額)	14,485	16,371
工具、器具及び備品	368,506	370,341
減価償却累計額	321,230	334,573
工具、器具及び備品(純額)	47,275	35,768
リース資産	510,499	416,540
減価償却累計額	199,114	158,613
リース資産(純額)	311,385	257,926
有形固定資産合計	373,147	310,065
無形固定資産		
ソフトウェア	166,379	127,799
ソフトウェア仮勘定	266,606	291,683
リース資産	91,483	50,286
その他	54	48
無形固定資産合計	524,524	469,818
投資その他の資産		
出資金	500	500
長期前払費用	51,157	36,655
繰延税金資産	57,284	64,044
敷金及び保証金	74,293	74,657
その他	0	0
投資その他の資産合計	183,235	175,857
固定資産合計	1,080,906	955,741
資産合計	3,567,838	4,018,527

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	261,917	273,790
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	101,927	104,396
リース債務	130,208	93,837
未払金	62,395	66,595
未払費用	41,969	54,924
未払法人税等	97,995	161,659
未払消費税等	55,040	89,133
預り金	44,539	61,473
契約負債	641,798	546,493
その他	1,853	4,759
流動負債合計	1,539,645	1,557,064
固定負債		
長期借入金	45,974	105,589
リース債務	275,499	211,406
退職給付引当金	75,467	83,267
その他	3,176	7,174
固定負債合計	400,117	407,438
負債合計	1,939,763	1,964,502
純資産の部		
株主資本		
資本金	295,005	295,005
資本剰余金	223,302	227,074
利益剰余金	1,318,517	1,719,547
自己株式	208,749	187,603
株主資本合計	1,628,075	2,054,024
純資産合計	1,628,075	2,054,024
負債純資産合計	3,567,838	4,018,527

(2) 四半期損益計算書  
(第3四半期累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2023年7月1日 至 2024年3月31日)
売上高	4,436,627	4,976,678
売上原価	3,040,037	3,309,239
売上総利益	1,396,590	1,667,439
販売費及び一般管理費	938,606	1,001,689
営業利益	457,984	665,750
営業外収益		
受取利息	78	130
補助金収入	2,000	4,306
保険配当金	432	540
その他	1,173	555
営業外収益合計	3,684	5,531
営業外費用		
支払利息	7,720	4,887
為替差損	3,561	342
営業外費用合計	11,281	5,229
経常利益	450,387	666,052
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前四半期純利益	450,387	666,052
法人税等	112,757	220,981
四半期純利益	337,629	445,071

## (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	2023年9月15日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第24期)	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	2023年9月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第2四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年9月15日

株式会社ブロードバンドセキュリティ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 健一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 美智代

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドセキュリティの2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブロードバンドセキュリティの2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】5．収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会社の事業区分及び事業内容はセキュリティ監査・コンサルティングサービス、脆弱性診断サービス、情報漏えいIT対策サービスの3つのサービスにより構成されている。また、主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、サービス提供が完了した時点において履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しており、また、契約期間にわたりサービスを提供する取引については、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり収益を認識している。</p> <p>売上高は会社の経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つである。また、会社の主たるサービスは無形であるため、取引の実態やサービスの完了時点の物理的な把握が困難であることから、売上高の実在性及び期間帰属の適切性を誤る潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。ITに係る全般統制及び業務処理統制を含めて、売上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>部門別の売上高、利益率の推移分析を実施した。金額的重要性を勘案して抽出した売上取引及びランダムに抽出した売上取引について以下の手続を実施した。</p> <p>サービス提供が完了した時点において履行義務が充足される取引については、実在性を検証するためにサービス内容及び金額について契約書又は注文書と照合するとともに、履行義務が充足された時点を検証するためにサービスの提供完了日について受領書又は検収書と照合した。</p> <p>契約期間にわたりサービスを提供する取引については、実在性を検証するためにサービス内容及び金額について契約書又は注文書と照合するとともに、入金証憑を閲覧した。また、履行義務が充足される期間を検証するために顧客にサービスが提供される期間について契約書又は注文書を閲覧した。</p> <p>上記の売上取引のうち特に金額的に重要なものについては、上記の手続に加えて、取引の実在性を検証するために事業部責任者にサービスの内容を質問するとともに、顧客への報告資料を閲覧した。</p> <p>売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するために、期末日を基準日として売掛金残高の金額的重要性を勘案して抽出した顧客及びランダムに抽出した顧客に対する売掛金について残高確認手続を実施した。</p> <p>架空売上の可能性がある売上取引の有無を検証するために、期末日時点の発生月別債権一覧を閲覧し、通常の回収期間を超えて未回収である重要な売掛金の有無を検討した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ブロードバンドセキュリティの2023年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ブロードバンドセキュリティが2023年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

株式会社ブロードバンドセキュリティ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 健一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 美智代

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドセキュリティの2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の第2四半期会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドセキュリティの2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書

日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。